

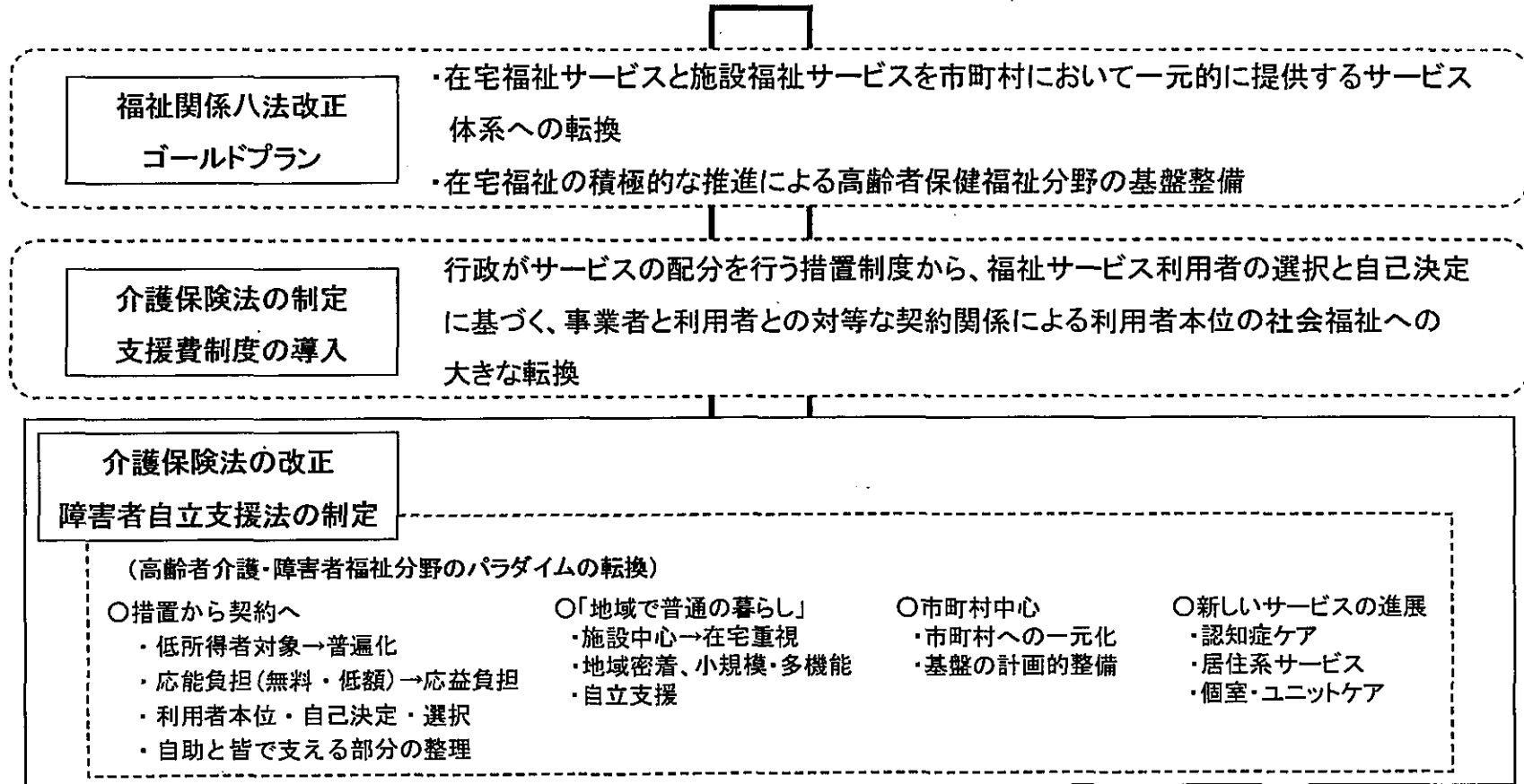
社会福祉士制度の見直しについて (見直しの方向)

I	求められる社会福祉士像	1
○	社会福祉士を取り巻く状況の変化	2
○	求められる社会福祉士像	4
○	社会福祉士の役割について	5
II	社会福祉士の養成の在り方	7
○	社会福祉士の養成の在り方の基本的方向	8
○	福祉系大学等での養成の在り方	9
○	教育カリキュラムの見直し	10
○	実習の在り方を見直し(実習の質の担保・標準化について)	13
○	行政職ルートでの在り方	17
○	社会福祉主事による社会福祉士資格取得の在り方	18
○	社会福祉士の資格取得方法見直し案の全体像	20
○	実施時期の考え方	22
○	今回の見直しの後の将来の検討	23
III	資格取得後の生涯を通じた能力開発とキャリアアップ及び 魅力と働きがいのある職場づくり	24
○	社会福祉士の任用・活用について	25
○	社会福祉士の活動の支援について	26

I 求められる社会福祉士像

社会福祉士を取り巻く状況の変化

1980年代までの低所得者を対象とする自治体の措置による施設入所型のサービス提供体制



- 社会福祉の対象は低所得者に限定したものから広く福祉サービスを必要とする者へと普遍化
- 福祉サービスを利用する者の自立と尊厳を重視したサービスの提供

- 社会福祉士制度創設以降、社会福祉士を取り巻く状況は大きく変化してきており、社会福祉の対象は広く福祉サービスを必要とする者へと普遍化するとともに、福祉サービスを利用する者の自立と尊厳を重視したサービスの提供が求められるようになってきている。

- このような状況の中で、これまで社会福祉士が任用・活用されてきた分野に加えて、新たに社会福祉士の役割が期待される分野もみられるようになってきていることを踏まえ、今後求められる社会福祉士像について整理した。

求められる社会福祉士像

社会福祉士を取り巻く状況が変化し、施設、在宅を問わず、地域福祉を基調とした新たな役割が社会福祉士に期待される中で、今後求められる社会福祉士像を、以下の12項目とした。

- ①利用者の生活に関わる専門職としての自覚と高い専門職倫理を有している。
- ②施設、在宅を問わず、地域において、利用者の自立と尊厳を重視した相談援助をするために必要な専門的知識と技術を有している。
- ③人と社会環境との相互作用に関する専門的知識とそのアセスメントをするための技術を有している。
- ④利用者からの相談を傾聴し、適切な説明と助言を行うことができる。
- ⑤利用者をエンパワメント(利用者自らが必要なサービスを利用しながら自立した生活を営むための力の獲得や、そのための動機付けの支援)することができる。
- ⑥一連のケアマネジメントのプロセス(アセスメント、プランニング、モニタリング等)を理解し、自立支援のためのケアマネジメントを適切に実践することができ、その効果について評価することができる。
- ⑦他職種とのチームアプローチをすることができる。
- ⑧社会資源の調整や開発、ネットワーク化をすることができる。
- ⑨権利擁護と個人情報保護のための知識と技術を有し、実践することができる。
- ⑩就労支援に関する知識と技術を有し、実践することができ、その効果について評価することができる。
- ⑪福祉に関する計画を策定、実施し、その効果について評価することができる。
- ⑫組織の管理やリスクマネジメント等、組織や経営に関する知識を有している。

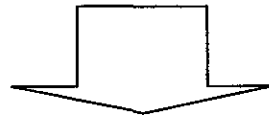
社会福祉士の役割について

【現状】

- (「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号)第2条及び第47条より抜粋)
- 社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと(第七条において「相談援助」という。)を業とする者をいう。
 - 業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

【課題】

- 社会福祉士に求められる専門性や担うべき役割として、家族や地域社会への働きかけや地域福祉における役割等を位置づけるべきではないか。
- 社会福祉士は、ボランティア、老人クラブ、民生委員等のそれぞれの活動を繋ぐ現場のネットワークを受け持つ役割を担っていくべきであり、資源調整・資源開発といった側面を明示すべきではないか。



【見直しの方向】

- 社会福祉士の定義規定・義務規定の点検を行い、上記の趣旨が反映されるよう、例えば、社会福祉士が実際に相談援助業務を行うに当たって求められる役割・責務について、新たに規定を創設すること等を検討する。

[参考] 「社会福祉士及び介護福祉士法」上の 定義規定及び義務規定

<定義規定>

※「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号)より

(定義)

第二条 この法律において「社会福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと(第七条において「相談援助」という。)を業とする者をいう。

<義務規定>

(信用失墜行為の禁止)

第四十五条 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉士又は介護福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第四十六条 社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。
社会福祉士又は介護福祉士でなくなつた後においても、同様とする。

(連携)

第四十七条 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

(名称の使用制限)

第四十八条 社会福祉士でない者は、社会福祉士という名称を使用してはならない。
2 介護福祉士でない者は、介護福祉士という名称を使用してはならない。

※参考:「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和62年厚生省令第49号)より

(連携)

第二十七条 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに際し、医療が必要となつた場合の医師を、あらかじめ、確認しなければならない。
2 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに当たり、医師その他の医療関係者の関与が必要となつた場合には、医師その他の医療関係者に連絡しなければならない。

Ⅱ 社会福祉士の養成の在り方

社会福祉士の養成の在り方の基本的方向

- 社会福祉士を取り巻く状況が大きく変化している中で、福祉に関する相談援助の専門的知識と技術を有し、適切な福祉サービスの提供を可能にする実践力の高い社会福祉士の養成が求められている。
- 資格取得後の継続的な教育についても視野に入れながら、今日的状況において求められている専門的知識と技術について実践的な観点から検討し、社会福祉士の養成課程における教育カリキュラム及び時間数といった教育内容を抜本的に見直すとともに、その標準化を図ることとする。

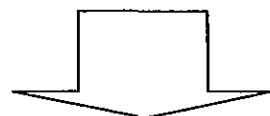
福祉系大学等での養成の在り方

【現状】

- 社会福祉士試験の受験資格取得に必要な科目（指定科目）を告示で規定しているのみで、指定科目を履修して卒業すれば社会福祉士試験の受験資格を得ることが可能となっている。
- 指定科目の内容及び時間数（単位数）等については、社会福祉士及び介護福祉士法令上の定めがないため、福祉系大学等の裁量に委ねられている。

【課題】

- とりわけ、実習や演習等の科目については、指定基準を遵守しなければならない養成施設と福祉系大学等との間で教育内容や実習指導体制等に差異がみられることもある。
- 実践力の高い社会福祉士の養成という観点からすれば、社会福祉士として求められる技能の修得に必要な実習や演習等については、社会福祉士試験で評価することが困難な科目であることも踏まえると、それらの修得を法制度的に担保する枠組みが求められている。



【見直しの方向】

- 主に社会福祉士として求められる知識を学ぶ講義系の科目については、大学教育の独自性を尊重し、現行通り科目の指定制を維持する（指定科目については、教育カリキュラムの見直しの中で抜本的に検討する）。
- 社会福祉士試験では評価し難く、養成施設と福祉系大学等との間で教育内容や実習指導体制等に差異がみられることもある実習・演習系の科目については、福祉系大学等に関しても養成施設と同じ法令上の基準を設け、実習教育の質の担保を図る。

※現行の指定基準における実習関係の規定については、時間数、教員要件、実習指導者要件、実習施設、施設設備等がある。

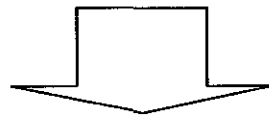
教育カリキュラムの見直し

【現状】

- 現行の教育カリキュラムについては、社会福祉士制度創設以降の約20年間、抜本的な見直しがされてこなかった（介護保険制度創設時に、一部見直された箇所もある）。
- 社会福祉士を取り巻く状況の変化や、社会福祉士の役割が期待されている新たな分野がみられるようになってきており、社会福祉士に求められる専門性や役割も変わってきている。

【課題】

- 新たに社会福祉士の役割が期待されている分野として、サービスの利用支援、地域を基盤とした相談援助、新しい行政ニーズへの対応等が挙げられることを踏まえ、養成課程においては、権利擁護のための法知識、ケアマネジメント、就労支援、組織運営・管理や経営、福祉計画等に関する知識と技能を修得することができるようにするための見直しが必要である。



【見直しの方向】

- 社会福祉士を取り巻く状況の変化を踏まえ、専門的知識と技術について実践的な観点から抜本的に見直すこととし、必要に応じて新たな分野についても加えることとする。
- 養成施設の養成課程の教育時間数については、教育カリキュラムの見直しを踏まえて、現行の修業年限を前提に、新たな分野の追加についても考慮し、一般養成施設の場合、現行の1,050時間から最大1,200時間程度の範囲内での時間増も視野に入れつつ、養成課程の充実を図る。また、これに基づき福祉系大学等については指定科目名の見直しを行う。

※ 見直しに当たっては、現行の精神保健福祉士との共通科目についても配慮することとする。

**[参考1] 社会福祉士養成施設養成課程（カリキュラム）と社会福祉士試験
受験資格取得に必要な指定科目及び社会福祉士試験科目比較表**

社会福祉士養成施設 養成課程	時間数	福祉系大学等 (指定科目)	社会福祉士試験科目
社会福祉原論	60	社会福祉原論	社会福祉原論
老人福祉論	60	老人福祉論	老人福祉論
障害者福祉論	60	障害者福祉論	障害者福祉論
児童福祉論	60	児童福祉論	児童福祉論
社会保障論	60	左の3科目のうち、1科目	社会保障論
公的扶助論	30		公的扶助論
地域福祉論	30		地域福祉論
社会福祉援助技術論	120	社会福祉援助技術論	社会福祉援助技術
社会福祉援助技術演習	120	社会福祉援助技術演習	—
社会福祉援助技術現場実習	180	社会福祉援助技術現場実習	—
社会福祉援助技術現場実習指導	90	社会福祉援助技術現場実習指導	—
心理学	30	左の3科目のうち、1科目	心理学
社会学	30		社会学
法学	30		法学
医学一般	60	医学一般	医学一般
介護概論	30	介護概論	介護概論
合計（16科目） （下段は短期養成課程 の時間数（6科目））	1,050 600	時間数（単位数）及び シラバスの規定なし	・13科目 ・出題数150問 ・試験時間240分

[参考2] 教育カリキュラム見直しのイメージ

現行カリキュラム

- 社会福祉原論
- 老人福祉論
- 障害者福祉論
- 児童福祉論
- 社会保障論
- 公的扶助論
- 地域福祉論
- 社会福祉援助技術論
- 社会福祉援助技術演習
- 社会福祉援助技術現場実習
- 社会福祉援助技術現場実習指導
- 心理学
- 社会学
- 法学
- 医学一般
- 介護概論

今日的状況を踏まえ、
実践的な観点から
抜本的に見直す

これからの社会福祉士に
求められる知識と技術

カリキュラム見直しの基本的視点

社会福祉士を取り巻く状況の変化

- 福祉ニーズの変化
- 社会福祉の実施体制の変化
- 相談支援システムの変化
- サービスの利用支援と権利擁護
- 社会福祉経営の変化 等

社会福祉の対象の普遍化

自立と尊厳を重視したサービスの提供

新たに社会福祉士の役割が期待される分野

- 権利擁護、成年後見活動
- 虐待問題への対応
- 地域生活支援事業における相談支援事業
- 障害者への就労支援
- 自立支援プログラムにおける活用
- ホームレス対策関係事業
- 第三者評価や苦情処理 等

求められる社会福祉士像

新カリキュラムの骨子案

人と社会システム

- 人の身体の仕組みや保健医療に関する理解
- 人の心の仕組みや心理的支援に関する理解
- 社会・組織の仕組みや社会的ネットワークに関する理解
- 法の仕組みや権利擁護に関する理解 等

支援の基礎

- 社会福祉の原理（歴史や理論）に関する理解
- 地域福祉に関する理解
- 社会保障制度に関する理解
- 介護保険制度に関する理解
- ケアワークの基礎に関する理解
- ソーシャルワークの基礎（倫理含む）に関する理解
- ケアマネジメントの基礎に関する理解
- ニーズ測定とサービス評価の基礎に関する理解 等

支援の展開

- 貧困の理解と福祉サービス
- 雇用対策と就労支援
- 高齢者の生活理解と福祉サービス
- 障害者の生活理解と福祉サービス
- 児童と家庭の生活理解と福祉サービス
- 利用者や家族を対象とするソーシャルワーク論、演習、実習、実習指導
- 地域や組織を対象とするソーシャルワーク論（運営・管理や経営、計画含む）、演習、実習、実習指導 等

※ 教育カリキュラムの検討は、各分野の専門家及び実践者からなる作業チームを平成19年早々に設け、福祉部会での議論を踏まえ、平成19年秋にとりまとめを行うことを目途に検討を進める。

実習の在り方の見直し (実習の質の担保・標準化について)

【現状】

- 養成施設においては、時間数、教員要件、実習指導者要件、実習施設、施設設備等について、遵守すべき基準が定められている。
- 実習の内容については、その目的や留意点は定められているが、具体的な内容に関する基準は無い。
- その結果、実際に行われている実習においては、介護業務の補助や施設見学に過ぎないようなものなど、社会福祉士に求められる技能に関して学ぶことができる実習内容になっていない事例も少なからず見受けられる。
- また、福祉系大学等については、上記の基準の適用はない。
- このほか、社会福祉士試験の合格率が約3割となっていることから、養成施設や大学等における社会福祉士の資格取得に生かされていないという現状もある。

【課題】

- 社会福祉士を取り巻く状況が変化してきたことを踏まえ、現在及び将来のニーズに応えうる実践力の高い社会福祉士の養成という観点から、実習の質の担保とその標準化が求められている。

【見直しの方向】

①実習の内容

- 社会福祉士としての技能を修得するために必要となる実習の必須事項について検討し、教育カリキュラムの見直しに併せてそれを明示する
- 社会福祉施設、福祉事務所等、施設等の類型ごとに、典型的な実習モデルを提示できるよう、研究を進める

②実習指導体制

- 実習担当教員には、実習を効果的に実施するために必要となる実習前指導、実習受入施設の実習指導者との協議や実習後指導等を行うための知識と技能が求められる。したがって、実習担当教員の要件については、社会福祉士有資格者であることや、実習担当教員として必要な知識と技能を修得するための研修を受講した者とする方向で検討する
- 実習受入施設の実習指導者については、実習指導者の指導力向上及び実習指導の標準化を図る観点から、研修の充実を図る

③実習施設

- 実習の対象となる施設や事業の範囲を拡大する
(考えられる追加例：独立型社会福祉士事務所、有料老人ホーム、第三者評価機関、司法関係分野等)

④実習時間等

- 実習については、上記①～③の見直しをまず行う。
- 実習時間数については、上記①～③の見直しが着実に実施される見通しを立てた上で、必要があれば、拡充する方向で検討することとする。

⑤福祉系大学等での実習の在り方

- 福祉系大学等においても養成施設と同じ法令上の基準を設け、実習教育の質の担保を図る

⑥その他

- 実習生を受け入れ、適切な実習指導を行っている施設に対する社会的な評価が高まるような配慮や、実習指導に対する取り組みを評価し、支援するための施策を研究し、検討する
- 通信課程と昼間・夜間課程の時間数を原則同等とする

※ 実習の在り方の見直しについては、教育カリキュラムの検討を行う作業チームにおいて検討することとし、平成19年秋にとりまとめを行うことを目途に検討を進める。

〔参考〕 実習担当教員・実習指導者の要件について

「社会福祉士養成施設等指導要領及び介護福祉士養成施設等指導要領について」
(昭和63年1月14日社庶第3号、厚生省社会局長通知) 抄

5 教員に関する事項

(6) 各科目毎の教員(添削指導者を含む。)の資格要件については、次のとおりとする。

イ 社会福祉援助技術論、社会福祉援助技術演習、社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導

(ア) 大学院、大学、短期大学及びこれらに準ずる教育機関において、法令の規定に従い、当該科目を担当する教授、助教授又は講師(非常勤を含む。)として選考された者

(イ) 専修学校の専門課程の専任教員として、当該科目を3年以上担当した経験のある者

(ウ) 大学院において、当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者

(エ) 社会福祉士資格取得後、5年以上相談援助業務に従事した経験のある者

(オ) 社会福祉援助技術現場実習及び社会福祉援助技術現場実習指導については、社会福祉援助技術論、社会福祉援助技術演習を教授できる者も含む。

8 実習に関する事項

(2) 実習指導者は、次のいずれかの要件に該当する者であること。

ア 社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のある者

イ 児童福祉司、身体障害者福祉司、社会福祉法第14条第1項第一号の所員、知的障害者福祉司又は老人福祉法第6条に規定する社会福祉主事として、8年以上相談援助業務に従事した経験のある者

ウ 社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉士養成施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、社会福祉士の資格を有する者

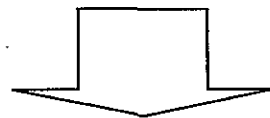
行政職ルートの在り方

【現状】

- 資格取得ルートの中で唯一、指定科目の履修や養成課程を経ることなく、児童福祉司等の行政職としての実務経験のみをもって受験資格を取得することができるルートとなっている。
(※前回(第18回)試験の行政職ルートの状況:受験者数83人、合格者数43人、合格率51.8%)

【課題】

- 他のルートと比較すると、社会福祉士として必要な知識と技能のうち、特に技能について体系的に修得する機会が確保されていない。
- 実践力の高い社会福祉士の養成という観点から、社会福祉士として必要な知識と技能のうち、特に技能について体系的に修得する機会を確保する必要がある。



【見直しの方向】

- 現行制度において必要とされている実務経験の期間を5年以上から4年以上に短縮する一方で、新たに短期養成施設(6月以上)での養成課程を課す。
〔短期養成施設において実習や演習等の科目を履修することで、社会福祉士として求められる技能について体系的に修得する機会を設ける。〕

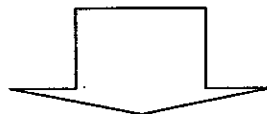
社会福祉主事による社会福祉士資格取得の在り方

【現状】

- 社会福祉主事任用資格については、社会福祉士資格取得に当たり、特段当該資格を評価するルートは設定されていない。

【課題】

- 社会福祉主事任用資格を有する者のうち、既に社会福祉に関する基礎的知識や実務経験を一定水準以上有していると考えられる者については、社会福祉専門職としてのスキルアップを促す観点から、これらの者を社会福祉士資格取得へつなげる道筋を設ける必要がある。

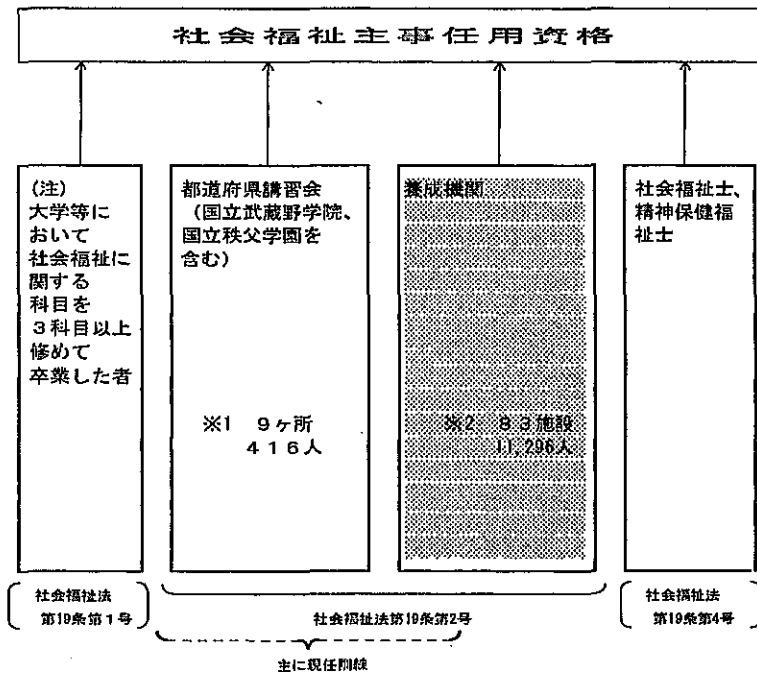


【見直しの方向】

- 社会福祉主事養成機関の課程を修了した後一定の実務経験（2年以上）を有する者については、社会福祉に関する基礎的知識と技能をもって福祉に関する相談援助の業を行っていることを評価し、短期養成施設の養成課程（6月以上）を課すことで、その養成課程を修了後受験資格を得られるものとする。

[参考] 社会福祉主事の資格取得方法及び 社会福祉主事養成機関のカリキュラム

【社会福祉主事の資格取得方法】



※1 都道府県講習会9ヶ所は、H17年度の実績。

※2 社会福祉主事養成機関83施設は、H18年4月1日現在開校している養成機関の数である。
なお、この83施設の中には、全社協中央福祉学院(5,400人)、日本社会事業大学通信教育科(800人)の2施設も含まれている。

(注) 【社会福祉主事の資格に関する科目指定】

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学及び家政学

のうち三科目以上

(「社会福祉主事の資格に関する科目指定」昭和25年厚生省告示第226号より)

【社会福祉主事養成機関のカリキュラム】

区分	科目	時間数
必修科目	社会福祉概論	60
	社会福祉行政論	30
	社会保障論	30
	公的扶助論	30
	老人福祉論	60
	障害者福祉論	60
	児童福祉論	30
	家庭福祉論	30
	地域福祉論	30
	社会福祉援助技術論	30
	社会福祉援助技術演習	60
	福祉事務所運営論	30
	社会福祉施設経営論	60
	保健体育・レクリエーション	60
	介護概論	60
	医学一般	30
	法学	30
経済学	30	
心理学	30	
社会学	30	
	小計	810
実習	社会福祉現場実習	180
	社会福祉現場実習指導	90
	小計	270
その他	必修科目又はそれ以外の科目	420
	合 計	1,500

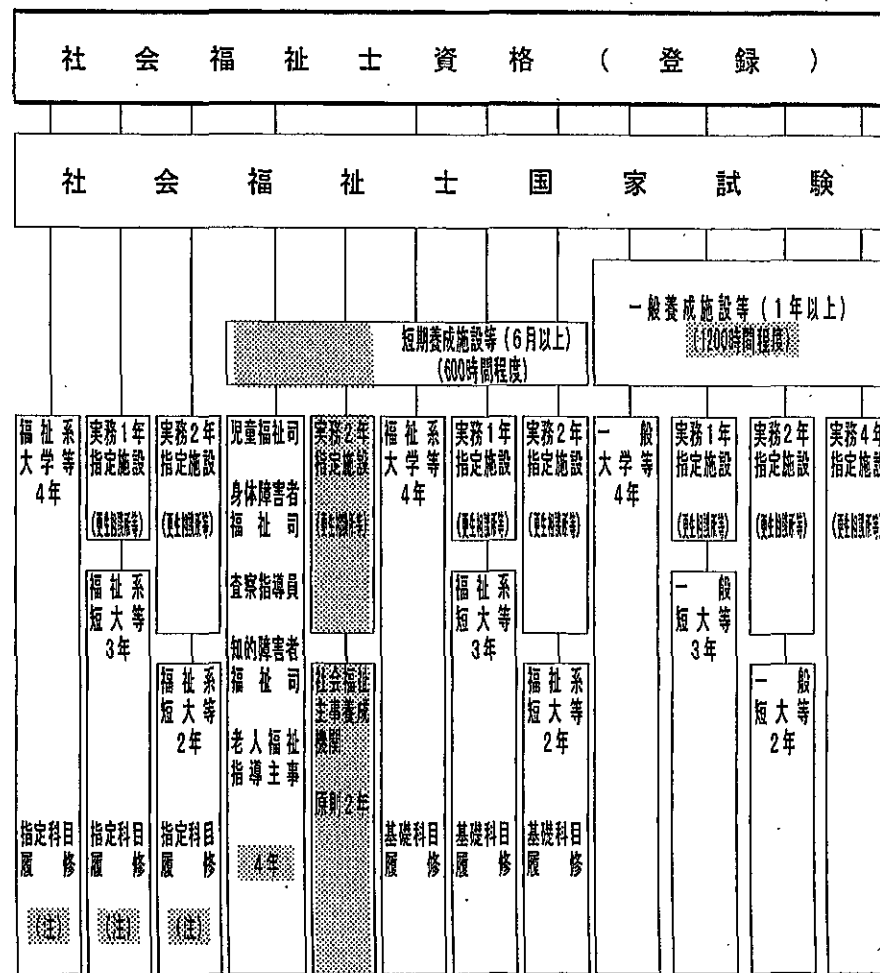
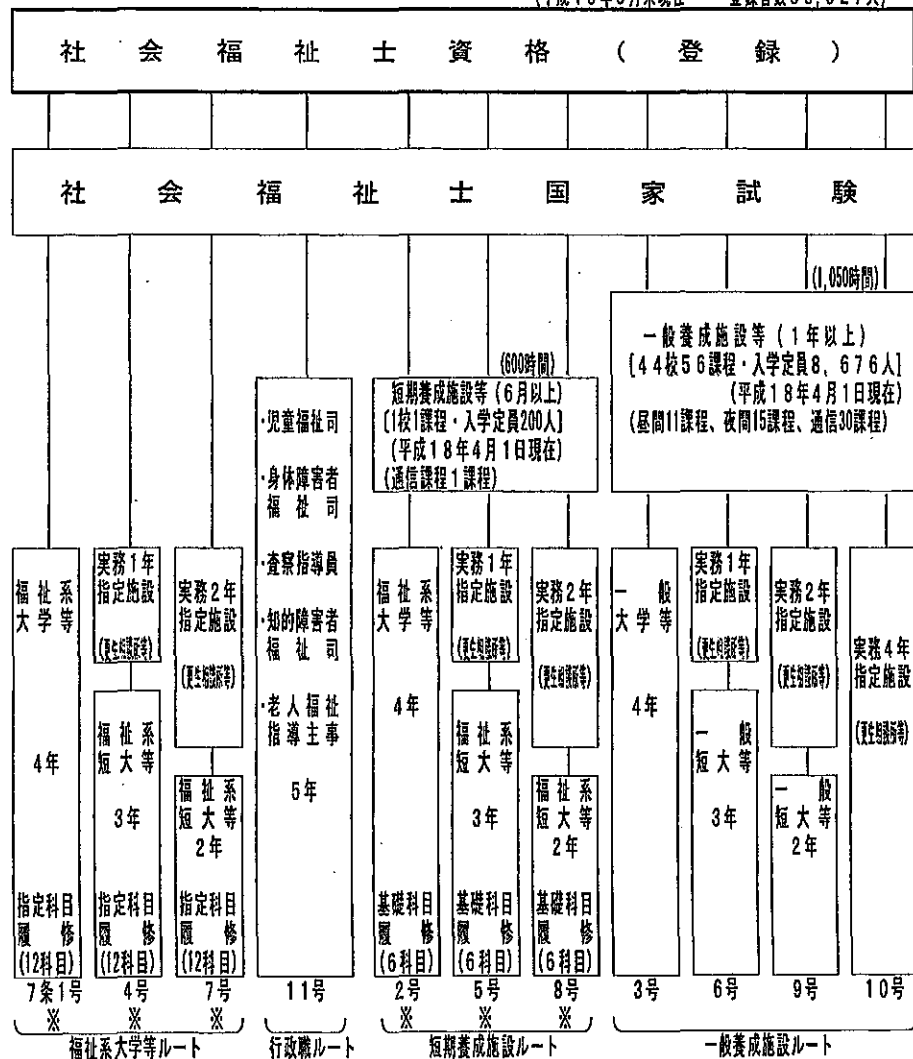
(「社会福祉主事養成機関等指定規則」平成12年厚生省令第53号より)

社会福祉士の資格取得方法見直し案の全体像

【現行】

【改正案】

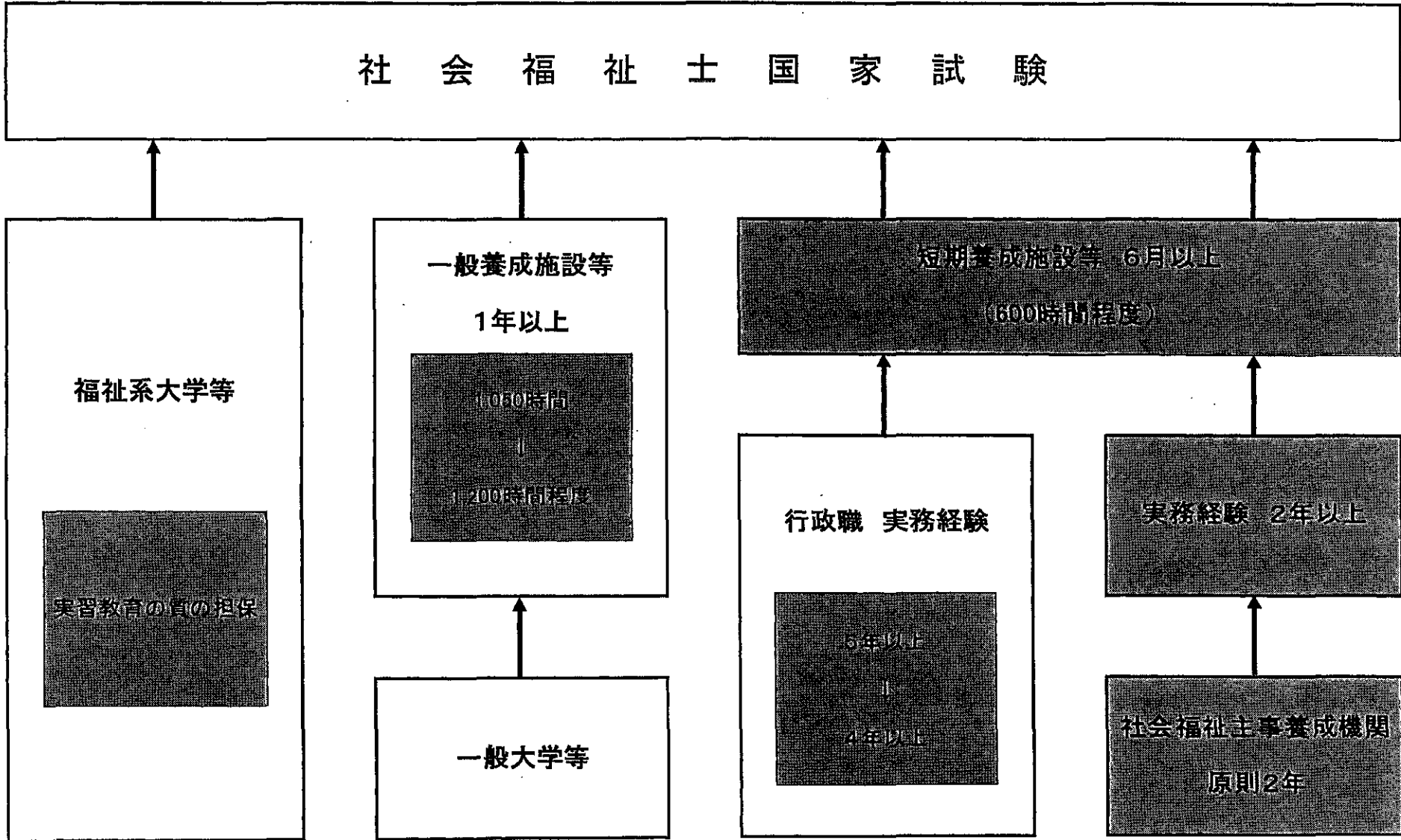
(平成18年9月末現在・・・登録者数83,027人)



※ 時間数、授業内容、教員要件等の規制無し。
 ※ 平成18年5月現在、福祉系大学等の数は263校（大学院4校、大学182校、短大14校、専修学校63校）である。
 (社)日本社会福祉士養成校協会調べ

※ (注)については、指定基準等において、指定科目のうち実習系科目に係る授業時間数、教員要件、実習指導者要件、実習施設、施設設備等の要件が新たに課せられる。
 ※ 色付きの部分については、今回の見直しに係る該当箇所を表す。

[参考] 資格取得方法の見直しのイメージ



※色付きの部分については、今回の見直しに係る該当箇所を表す。

実施時期の考え方

福祉系大学等における実習教育の質の担保に係る措置

福祉系大学等における準備も考慮しつつも、できるだけ早期に実施

教育カリキュラムの見直し

できるだけ早期に実施することが望まれることから、各養成校での準備期間も考慮しつつ実施

(注) 新教育カリキュラムに基づく国家試験は、新教育カリキュラムの具体的内容を踏まえつつ、養成施設の新教育カリキュラム履修者の卒業時期や、福祉系大学等における準備も念頭に置き実施

行政職ルートへの養成課程賦課

教育機会の準備、行政職ルート対象者への配慮も考慮しつつ実施（なお、実務経験が4年しかないが、短期養成施設の課程を履修した者の受験機会の前倒し実施も検討）

社会福祉主事による社会福祉士資格取得

なるべく早く途を開く観点から、教育機会の準備も考慮しつつ実施

今回の見直しの後の将来の検討

教育カリキュラムの検討

新カリキュラムを履修した者の資格取得後の就労状況、福祉現場における状況、資格取得後の研修等の受講状況等を踏まえ、必要に応じて、実習を含む教育カリキュラム、福祉系大学での教育のあり方の更なる見直しについて検討を行う。

資格取得体系の検討

上記の教育カリキュラムの見直しに係る検討状況のほか、新しい資格取得体系の実施後の状況を踏まえ、必要に応じて、資格取得体系の更なる見直しについても検討を行う。

Ⅲ 資格取得後の生涯を通じた能力開発とキャリアアップ
及び魅力と働きがいのある職場づくり

社会福祉士の任用・活用について

【福祉行政分野及び社会福祉施設等について】

- 各法令において、福祉行政における任用資格（身体障害者福祉司、知的障害者福祉司等）の要件に社会福祉士を位置づける。
- 福祉サービスを担う施設長、生活指導員等の任用要件については、福祉事務所職員の任用資格である社会福祉主事の要件とは別個のものとして、福祉サービスの向上、サービスマネジメントの観点から見直しを行うことが考えられる。その際、社会福祉士や介護福祉士として福祉の現場に従事している者のキャリアパスも念頭に置くことが重要である。

【新たに役割が期待される分野について】

- 新たに社会福祉士の役割が期待される分野として、サービスの利用支援、地域を基盤とした相談援助、新しい行政ニーズへの対応等が挙げられることも踏まえ、これらの分野において、社会福祉士の専門的な知識と技術がより有効に活用されるよう検討するとともに、その積極的な任用・活用を図るべきである。

社会福祉士の活動の支援について

【基本的方向】

- 福祉の分野において、時代の変化に応じて必要とされる知識と技術は常に変化しており、社会福祉士は資格取得後においても、自らの能力の向上に努める必要がある。
- 社会福祉士を雇用する社会福祉法人や事業者等も、職員の資質向上のための環境整備を行っていく必要がある。
- 社会福祉士の活動が国民に周知されるよう、積極的に啓発を行っていく必要がある。

【社会福祉士の事例集積と活動評価】

- 社会福祉士は、各制度、各分野において活動しているが、その実践活動を通して得られた、いわゆる「実践の知」については、標準化されたものとして共有化されていないのが現状である。
- このため、福祉現場で実践している社会福祉士と研究者とが協働することにより、各現場の事例を、実証科学的に分析、評価することで、社会福祉士が実践活動を展開するために必要となる実践密着型の知識と技術として再構築する必要がある。
- このことに関しては、職能団体や養成校等による組織的な取り組みが期待されるところである。

【社会福祉士によるスーパーバイズやコンサルテーション】

- 職能団体が施設等との契約に基づき、一定期間適切な人材を派遣し、スーパーバイザーとして支援する仕組みや、施設等からの様々な相談に対し、適切な知識や技術に関するコンサルテーションを行う仕組みを構築する必要もある。
- また、高度な知識や技能を身につけた、先駆的な社会福祉実践のスーパーバイザーとして、指導的な役割を果たす社会福祉士を確保することも重要である。

【生涯研修体制の充実と資格取得後の能力開発等】

- 養成施設等における養成教育と、職域における人材育成、職能団体における研修の役割を明確化し、資格取得後においても、それぞれの分野や業務、役割を考慮し、そのレベルや目的に応じて、継続的にスキルアップすることのできる環境を整備する必要がある。
- このため、体系的な研修制度を構築し、生涯にわたった能力開発を可能とする仕組みづくりが求められている。
- OJTや職能団体による研修等を通じ、より専門的知識と技術を有した社会福祉士については、国家資格とは別の資格として、関係団体が「専門社会福祉士」等として認定するような仕組みも必要である。